

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けて整備する基準 の考え方について

介護保険法の改正（平成26年法律第83号）に伴い、これまで要支援者対象の介護予防サービスとして規定されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうちの「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」に移行されることとなりました。

本市では、平成29年4月1日の移行を予定しており、「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」についての人員、設備及び運営並びに事業者指定に関する審査基準を定めるものです。

◇介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「従前の介護予防訪問介護等」という。）が、市の実施する総合事業に移行され、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、「従前の介護予防訪問介護等」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直し、居宅要支援被保険者等の自立意欲の向上につなげていくことを目的とし、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な支援等について、市で定めることとなりました。

介護保険制度の構成						
— 現行 —			— 見直し後 —			
介護給付(要介護1～5)			→ (現行と同様)	介護給付(要介護1～5)		
予防給付 (要支援1～2)	介護予防訪問看護、 福祉用具等		→ (現行と同様)	介護予防訪問看護、福 祉用具等	介護予防給付 (要支援1～2)	
	介護予防訪問介護		→ (総合事業へ移行)	第1号訪問事業(多様化)		
	介護予防通所介護		→ (総合事業へ移行)	第1号通所事業(多様化)	総合事業	
地域 支援 事業	介護予防事業 ○二次予防事業 ○一次予防事業		→ (多様化)	○生活支援サービス		地域 支援 事業
	○包括的支援事業 ○任意事業		→ (充実)	○第1号介護予防支援事業 ○一般介護予防事業		
				○包括的支援事業 (在宅医療、介護連携の推進や、認知症 施策、生活支援サービスの体制整備等の 充実) ○任意事業		

本市では、従前の介護予防訪問介護等から移行する「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」について、従前の介護予防訪問介護等と同等の指定基準のサービスの他に、指定基準を緩和したサービスを設けることで、居宅要支援被保険者等が選択することのできるサービス・支援を充実し、利用者の状態等に応じたサービス利用の促進を図ります。

◇審査基準等制定の考え方の概要

1 設定する審査基準

総合事業のうち「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」に係る「事業の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「指定事業者の資格要件等」に関する基準

2 審査基準の概要

(1) 第1号訪問事業

第1号訪問事業は以下の類型で事業を実施することとします。

【第1号訪問事業 類型】		多様なサービス 訪問型サービスA	
国基準訪問型サービス		一体型 （「介護給付」「現行相当サービス」 と一体的に運営）	単独型
サービス内容	現行相当サービス （身体介護＋生活援助）	身体介護を伴わない生活援助を中心としたサービス	
対象者	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、身体介護が必要なケース、訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス利用以外）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス、一体型訪問型サービスA利用以外）
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	
人員に関する基準	①管理者	常勤・専従（支障がない場合、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。）	専従1人以上（支障がない場合、他の職務に従事できる。）
	②訪問介護員	常勤換算方法で2.5以上（介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者）	常勤換算方法で1以上の必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は一定の研修修了者
	③サービス提供者	常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている場合は、利用者50人に1人以上 【資格】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者	訪問型サービスA提供責任者：従事者の内1以上必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は一定の研修修了者
設備に関する基準	必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品	必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品	

① 国基準訪問型サービス

現行の予防給付である介護予防訪問介護の基準相当のものとします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準

② 訪問型サービスA

国基準訪問型サービスより、サービスの内容等を勘案した基準とします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1項第2号に規定する第1号事業に係る基準として、第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準

(2) 第1号通所事業

第1号通所事業は以下の類型で事業を実施することとします。

【第1号通所事業 類型】		通所型サービスA		
		国基準通所型サービス	一体型 （「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営）	単独型
サービス内容	現行相当サービス	現行相当サービス	現行相当のサービスと比較し、一部基準を緩和したサービス	一体型通所型サービスAと比較し、一部基準を緩和したサービス
対象者	居宅要支援被保険者等 （要支援認定相当）	居宅要支援被保険者等 （要支援認定相当）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス利用以外）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス、一体型通所型サービスA利用以外）
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規定等の説明 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密の保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	
人員に関する基準	①管理者	常勤・専従1以上 （他の職務及び、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）	常勤・専従1以上 （現行相当サービスに準じる）	1以上兼務可（他の職務及び、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）市の研修修了者
	②生活相談員	専従1以上 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるもの。）（社会福祉士・精神保健福祉士等）	専従1以上 （現行相当サービスに準じる）	なし
	③看護職員	専従1以上	専従1以上	なし
	④介護職員	～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.2人以上	～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.2人以上 ※現行相当の基準を遵守していれば、通所型サービスAのみを別の単位で提供する場合は、単独型人員基準による提供可	～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.1人以上
	⑤機能訓練指導員	1以上（他の職務に従事可）	1以上（他の職務に従事可）	なし
設備に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂及び機能訓練室（利用定員×3㎡） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ④必要なその他の設備及び備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂及び機能訓練室（利用定員×3㎡） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ④必要なその他の設備及び備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂及び機能訓練室（利用定員×2.3㎡） ②消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ③必要なその他の設備及び備品 	

① 国基準通所型サービス

現行の予防給付である介護予防通所介護の基準相当のものとします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業

の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準

② 通所型サービスA

国基準通所型サービスより、サービスの内容等を勘案した基準とします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1項第2号に規定する第1号事業に係る基準として、第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準

(3) 指定事業者の資格要件等に関する基準

① 指定の変更の届出等に関する基準

② 指定の拒否

指定事業者の資格要件について、利用者へ適切なサービスが提供されることを確保する観点から、現行の基準と同程度の不利益処分等に関する要件を設定することとします。

③ 指定の有効期間

国基準訪問型サービス及び国基準通所型サービスについては、現行の介護予防サービスの基準に相当するものとしています。また、基準を緩和したサービスについても、事業の運営の水準を国基準相当と同様に維持する必要があることから、指定期間について現行と同一の基準とし、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の63の7に規定する市が定める期間は次のとおりとします。

指定の有効期間	6年
---------	----

※サービスの名称は変更となる場合があります。

目 次

番号	名 称	頁
◇制定する基準等		
1	「(仮称) 国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」及び「(仮称) 訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」の考え方	7
2	「(仮称) 国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」及び「(仮称) 通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」の考え方	25
3	「指定事業者の資格要件等に関する基準」の考え方	47
◇資料		
資料 1	「(仮称) 国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」「(仮称) 訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」における関連法令について ※基準に記載の関係法令については、こちらをご覧ください。	51
資料 2	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	67

1	「(仮称) 国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」及び「(仮称) 訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」の考え方
---	--

国基準		国基準訪問型サービス	訪問型サービスA
【基本方針】			
基本方針	<p>指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防訪問介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>身体介護を伴わない生活援助を提供するサービスであるため、「自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない」こととします。</p>
【人員に関する基準】			
訪問介護員等の員数	<p>1 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令412号)第3条に規定された者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とすることとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>有資格者ではない者が、身体介護を伴わない生活援助を提供するサービスであるため、</p> <p>1 常勤換算方法で1以上とし、国基準の資格要件又は市の実施する研修の修了者とします。</p> <p>2 従事者の内1以上をサービス提供責任者とし、国基準の資格要件又は市の実施する研修の修了者とします。</p>

	<p>せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとする。</p> <p>3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によることとする。</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年厚労告118号)であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができることとする。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予</p>		<p>3～5 利用者の数に応じたサービス提供責任者の員数を設けないこととします。</p>
--	--	--	--

	<p>防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所におくべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50またはその端数を増すごとに1人以上とすることができることとする。</p> <p>6 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができることとする。</p>		<p>6 指定訪問介護事業者又は国基準訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営される場合は指定訪問介護事業者及び国基準訪問型サービス事業者の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たした上で、訪問型サービスAの基準を満たすとみなすこととします。</p>
管理者	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	国基準のとおりとします。	専従1人以上とし、業務に支障のない場合は、他の職務に従事できることとします。
【設備に関する基準】			
設備に関する基準	<p>1 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができることとする。</p>		
【運営に関する基準】			
内容及び手続の説明及び同意	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなすこととする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

<p>ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならないこととする。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととする。</p> <p>一 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により</p>		
--	--	--

	電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならないこととする。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでないこととする。		
提供拒否の禁止	指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
サービス提供困難時の対応	指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
受給資格等の確認	1 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめることとする。 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならないこととする。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定の有無」を「居宅要支援被保険者等の該当の有無」とします。 2 国基準のとおりとします。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定の有無」を「居宅要支援被保険者等の該当の有無」とします。 2 国基準のとおりとします。
要支援認定の申請に係る援助	1 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定」を「居宅要支援被保険者等」とします。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定」を「居宅要支援被保険者等」とします。

	<p>援助を行わなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととする。</p>	<p>2 国基準のとおりとします。</p>	<p>2 国基準のとおりとします。</p>
心身の状況等の把握	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
介護予防支援事業者等との連携	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
介護予防サー	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

<p>サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととする。</p>		
<p>介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>介護予防サービス計画等の変更の援助</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>身分を証する書類の携行</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>サービスの提供の記録</p>	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

	<p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととする。</p>		
利用料等の受領	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができることとする。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
保険給付の請求のための証	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

明書の交付	費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととする。		
同居家族に対するサービス提供の禁止	指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
利用者に関する市町村への通知	指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならないこととする。 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
緊急時等の対応	訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
管理者及びサービス提供責任者の責務	1 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならないこととする。 2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。</p> <p>四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p>		
<p>運 営 規 程</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこととする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 その他運営に関する重要事項</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>介 護 等 の 総 合 的 な 提 供</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>身体介護を伴わない生活援助を提供するサービスであるため、「入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事」を「掃除、買い物支援、調理、洗濯等の家事」とします。</p>

勤務体制の確保等	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
衛生管理等	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
掲示	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
秘密保持等	<p>1 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、サー</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないこととする。</p>		
<p>広告</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>苦情処理</p>	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

	<p>いこととする。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととする。</p> <p>6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととする。</p>		
地域との連携	<p>指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
事故発生時の対応	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこ</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

	ととする。		
会計の区分	指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
記録の整備	<p>1 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないこととする。</p> <p>一 介護予防訪問介護計画</p> <p>二 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 市町村への通知に係る記録</p> <p>四 苦情の内容等の記録</p> <p>五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	介護予防・日常生活支援総合事業の請求権の消滅時効は地方自治法の規定により5年であることから、正しい請求を行う必要があるため、記録の保存期間を2年ではなく5年とすることとします。	介護予防・日常生活支援総合事業の請求権の消滅時効は地方自治法の規定により5年であることから、正しい請求を行う必要があるため、記録の保存期間を2年ではなく5年とすることとします。
【介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準】			
指定介護予防訪問介護の基本取扱い方針	<p>1 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防(身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならないこととする。</p> <p>5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならないこととする。</p>		
<p>指定介護予防訪問介護の具体的な取扱方針</p>	<p>1 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。</p> <p>三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 国基準のとおりとします。</p> <p>一～十二 国基準のとおりとします。</p>	<p>1 国基準のとおりとします。</p> <p>一～七、九～十二 国基準のとおりとします。</p>

<p>五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p> <p>十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>十二 第一号から第十号までの規定は、前</p>		<p>八 身体介護を伴わない生活援助を提供するサービスであるため、「介護技術の進歩に対応し」を「常に生活援助の技術向上に努め」とします。</p>
---	--	--

	号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。		
指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点	<p>指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならないものとする。</p> <p>一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。</p> <p>二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

国基準訪問型サービス及び訪問型サービスAの基準について、国基準のとおりとした詳細については、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）」（資料2）の定めるものによることとする。

2	「(仮称) 国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」及び「(仮称) 通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」の考え方
---	--

国基準		国基準通所型サービス	通所型サービスA
【基本方針】			
基本方針	指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護(以下「指定介護予防通所介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準相当のサービスを緩和することから「必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと」を「必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うこと」とします。
【人員に関する基準】			
従業者の員数	<p>1 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとすることとする。</p> <p>一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</p>	国基準のとおりとします。	<p>一 従業者の員数に、生活相談員の基準を設けないこととします。</p> <p>二 従業者の員数に、看護職員の基準を設けないこととします。</p>

<p>三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>四 機能訓練指導員 1以上</p> <p>2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限</p>		<p>三 介護職員 単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とします。</p> <p>四 従業者の員数に機能訓練指導員を設けないこととします。</p> <p>2 看護職員を配置基準としていないため、該当なしとします。</p>
--	--	--

	<p>る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができることとする。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならないこととする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p> <p>5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうこととする。</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならないこととする。</p> <p>8 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ</p>		<p>3 当該サービスの単位ごとに、常時1人以上の介護職員に従事させなければならないこととします。</p> <p>4～5 国基準のとおりとします。</p> <p>6 機能訓練指導員を配置基準としないため、該当なしとします。</p> <p>7 該当なしとします。</p> <p>8 当該事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業と同一の事業所において一体的に運営されてい</p>
--	--	--	--

	とができることとする。		る場合については、各基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとします。
管理者	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	国基準のとおりとします。	生活相談員を配置基準としないため、管理者が、同程度の資格のない場合にあっては、市の実施する研修を修了した者とします。また、管理上支障がない場合は、他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとします。
【設備に関する基準】			
設備に関する基準	<p>1 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならないこととする。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとすることとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行</p>	国基準のとおりとします。	<p>1 食堂及び機能訓練室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えることとします。</p> <p>2 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、2.3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとします。</p>

	<p>う際 にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでないこととする。</p> <p>4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出るものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができることとする。</p>		<p>3～4 国基準のとおりとします。</p> <p>5 当該事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービスの指定を併せて受け、かつ、当該事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、各基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができることとします。</p>
--	---	--	---

【運営に関する基準】			
内容及 び手続 の説明 及び同 意	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなすこととする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録す</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>る方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならないこととする。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととする。</p> <p>一 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防通所介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしては</p>		
--	---	--	--

	ならないこととする。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでないこととする。		
提供拒否の禁止	指定介護予防通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒んではならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
サービス提供困難時の対応	指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の通常の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
受給資格等の確認	1 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめることとする。 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防通所介護を提供するように努めなければならないこととする。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定の有無」を「居宅要支援被保険者等の該当の有無」とします。 2 国基準のとおりとします。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定の有無」を「居宅要支援被保険者等の該当の有無」とします。 2 国基準のとおりとします。
要支援認定の申請に係る援助	1 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととする。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定」を「居宅要支援被保険者等」とします。	1 第1号事業の対象者とするため「要支援認定」を「居宅要支援被保険者等」とします。

	<p>2 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととする。</p>	<p>2 国基準のとおりとします。</p>	<p>2 国基準のとおりとします。</p>
心身の状況等の把握	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
介護予防支援事業者等との連携	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
介護予防サー	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、利用</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

<p>サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととする。</p>		
<p>介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供</p>	<p>指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供しなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>介護予防サービス計画等の変更の援助</p>	<p>指定介護予防通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>サービスの提供の記録</p>	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、当該指定介護予防通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録す</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

	るとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととする。		
利用料等の受領	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができることとする。</p> <p>一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>二 食事の提供に要する費用</p> <p>三 おむつ代</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、第3</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととする。</p>		
<p>保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>利用者に関する市町村への通知</p>	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならないこととする。</p> <p>一 正当な理由なしに指定介護予防通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>緊急時等の対応</p>	<p>通所介護員等は、現に指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととする。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>
<p>管理者の責務</p>	<p>1 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、指定介護予防通所介護事業者の管理及び指定介護予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

	業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。		
運営規程	<p>指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定介護予防通所介護の利用定員 五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項 	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
勤務体制の確保等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならないこととする。 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないこととする。 3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこととする。 	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
定員の遵守	指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこととする。		
非常災害対策	指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
衛生管理等	1 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこととする。 2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
掲示	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
秘密保持等	1 指定介護予防通所介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととする。 2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこととする。 3 指定介護予防通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないこととする。		
広告	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	指定介護予防通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
苦情処理	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならないこととする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、提供</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととする。</p> <p>6 指定介護予防通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととする。</p>		
地域との連携	<p>指定介護予防通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
事故発生時の対応	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

会計の区分	指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととする。	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
記録の整備	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならないこととする。</p> <p>一 介護予防通所介護計画</p> <p>二 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 市町村への通知に係る記録</p> <p>四 苦情の内容等の記録</p> <p>五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	介護予防・日常生活支援総合事業の請求権の消滅時効は地方自治法の規定により5年であることから、正しい請求を行う必要があるため、記録の保存期間を2年ではなく5年とすることとします。	介護予防・日常生活支援総合事業の請求権の消滅時効は地方自治法の規定により5年であることから、正しい請求を行う必要があるため、記録の保存期間を2年ではなく5年とすることとします。
【介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準】			
指定介護予防通所介護の基本取扱方針	<p>1 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならないこととする。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよ</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>う支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならないこととする。</p> <p>5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならないこととする。</p>		
<p>指定介護予防通所介護の具体的な取扱方針</p>	<p>指定介護予防通所介護の方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。</p> <p>三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>	<p>国基準のとおりとします。</p>

<p>五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。</p> <p>十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更</p>		
---	--	--

	<p>を行うものとする。</p> <p>十二 第一号から第十号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。</p>		
指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点	<p>指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならないこととする。</p> <p>一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。
安全管理体制等の確保	<p>1 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならないこととする。</p>	国基準のとおりとします。	国基準のとおりとします。

	<p>2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等 利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととする。</p>		
--	--	--	--

国基準通所型サービス及び通所型サービスAの基準について、国基準のとおりとした詳細については、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）」（資料2）の定めるものによることとする。

3	「指定事業者の資格要件等に関する基準」の考え方
---	-------------------------

(指定の期間)

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「規則」という。）第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とすることとする。

(変更の届出等)

- 1 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他の規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととする。
- 2 指定事業者は、当該指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならないこととする。
 - (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に第1号事業を利用している者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 3 指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該事業を利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第1号事業に相当する事業の利用を希望する者に対し、必要な第1号事業等が継続的に利用できるよう、指定介護予防支援事業者、第1号介護予防支援事業の実施者、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこととする。

(指定の拒否)

市長は、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならないこととする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法第115条の45の5第2項の規定に基づく基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者であるとき。

- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（以下「令」という。）第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
 - (7) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
 - (9) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (10) 前号に規定する期間内に規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (11) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - (12) 申請者がその役員等のうちに第3号から第7号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 2 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、本市又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域（法第117条第2項第1号の規定により本市が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における当該第1号事業の量の見込みが、法第117条第1項の規定により本市が定める介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）において定める本市又は当該日常生活

圏域の当該第1号事業の量の見込みに既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、法第115条の45の3第1項本文の指定をしないことができる。

- 3 市長は、法第115条の45の3第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、市が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公示)

市長は、法第115条の45の3第1項本文の指定をしたとき、法第115条の45の6第3項の規定により指定の更新をしたとき、法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき又は規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があったときには、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならないこととする。

- (1) 当該指定事業者の名称
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) 事業の種類

